



～ 疲れた心に、ちょっと一息～ 穴水町の明るい話題をお届けします。

仮設商店街への入居に係る公募説明会（5月9日～11日）

令和6年10月に開業を予定している「穴水町仮設商店街（仮称）」への入居に係る公募説明会が行い、入居を希望する飲食店や小売店など、17事業所が出席しました。

仮設商店街は、町防災広場（大町）に平屋1棟建て（プレハブ工法）で建設し、その中に店舗エリアを8区画整備予定です。早急な事業再開を後押しする仮設商店街は、事業再開までに時間を要する事業者の方々にとって大きな存在であり、真剣な表情で説明を聞く参加者の姿が見られました。

明るい町の姿を取り戻すためには、町内事業者の皆様が必要不可欠です。都合が合わず、説明会に参加できなかった方につきましても、個別に対応いたしますので、入居を検討している場合は観光交流課（☎52-3790）までお問い合わせください。

【公募説明会の様子】



町職員による説明



説明を聞く参加者の方々

【応募条件】

■対象者 以下の条件をすべて満たす事業者

- ①令和6年能登半島地震により被害を受け、町内での事業再開を目指しているが、復旧までに概ね6か月以上かかる見込みの事業者
- ②原則、穴水町商工会の会員である事業者

■応募方法 「穴水町仮設商店街（仮称）店舗・事務所等入居申請書※」を持参または郵送にて提出

提出先：〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地

穴水町役場 観光交流課 宛（☎52-3790）

※申請書は、観光交流課にて配布または町公式ホームページ（右記二次元コード）からダウンロードできます。



■応募期限 **令和6年5月24日（金） 17時 必着**

店舗の概要や発生費用、応募に係る問合せなど、詳細については観光交流課へお問い合わせください。



【固定資産税・都市計画税】

例年 4 月中旬に発送している固定資産税・都市計画税の納税通知書について、令和 6 年能登半島地震の影響により発送が遅れています。

具体的な発送時期が決まりましたら、町公式ホームページや広報などでご案内いたします。

【軽自動車税（種別割）】

軽自動車税（種別割）の納税通知書について、通常どおり、5 月中旬に発送いたします。なお、納期限については、地震の影響により **令和 6 年 7 月 31 日まで延長※** します。震災の影響により、令和 6 年 4 月 1 日までに軽自動車の廃車ができなかった方は、税務課までご相談ください。

※納税通知書には「納期限令和 6 年 5 月 31 日」と記載されていますが、納付書は 7 月 31 日まで使用できます。また、コンビニエンスストアでの納付については 6 月 20 日まで納付書を使用できます。

【令和 6 年度（令和 5 年分）給与支払報告書】

令和 5 年分の給与支払報告書の提出について、事業主の方は、可能な限りご提出をお願いいたします。



台湾佛教慈濟慈善事業基金会による見舞金の配布を、下記のとおり行います。

■支給対象者 令和 6 年 1 月 1 日時点で穴水町に住所を有し、以下の条件をすべて満たす世帯の世帯主

- ①令和 6 年能登半島地震により、住家が半壊以上の被害を受けた世帯
- ②世帯構成員の中に 65 歳以上の方がいる世帯

■支給金額 1 人世帯：13 万円 2～3 人世帯：15 万円 4 人以上の世帯：17 万円

■受付日時・会場・対象者

日 時	会 場	受付対象者
5 月 17 日（金）13：00～16：00	諸橋公民館	諸橋地区住民
5 月 18 日（土）9：00～12：00	兜公民館	甲地区住民
5 月 18 日（土）13：00～16：00	住吉公民館	住吉地区住民
5 月 19 日（日）9：00～16：00	B&G 海洋センター 武道館	全地区住民

※上記の日程で都合がつかない方は、別日を予定しております。（日時は未定）

- 必要書類
- ・罹災証明書（コピー可）
 - ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート など）

■問合せ先 （財）台湾佛教慈濟慈善事業基金会 見舞金担当 ☎ 03-3203-5651



災害片づけごみの受入期限について

環境安全課：☎ 52-3770



災害片づけごみの受入期限について、5月31日（金）までとしておりましたが、**期限を延長し、6月以降も継続して受入を行います。**（搬入場所や受入時間などの変更はありません）

具体的な受入期限が決まりましたら、町公式ホームページや広報などでご案内いたします。

【搬入場所】 穴水港あすなる広場横（穴水町字川島ツ125番地）

【受入時間】 9:00～15:00（12:00～13:00は受入不可）



穴水町災害義援金の配分について

会計課：☎ 52-3690

議会事務局：☎ 52-3700



穴水町に寄せられている義援金の配分が決まりましたのでお知らせします。

【配分対象・金額】

被害区分		義 援 金 額		
		穴水町	石川県	合 計
人的 被害	死亡者	10万円	一次 20万円 二次 80万円	110万円 / 人
	重傷者	5万円	一次 10万円 二次 -	15万円 / 人
住家 被害	全 壊	10万円	一次 20万円 二次 80万円	110万円 / 世帯
	大規模半壊	7万5千円	一次 15万円 二次 60万円	82万5千円 / 世帯
	中規模半壊	5万円	一次 10万円 二次 40万円	55万円 / 世帯
	半 壊	2万5千円	一次 5万円 二次 20万円	27万5千円 / 世帯
	準半壊	-	一次 - 二次 10万円	10万円 / 世帯
	一部損壊	-	一次 - 二次 3万円	3万円 / 世帯
全町民		2万円	5万円	7万円 / 人

※「人的・住家被害」で以下の申請のいずれかをすでに終えている方は、**新たな申請は不要です。**

- ・令和6年能登半島地震災害義援金（第一次）配分申請
- ・被災者生活再建支援金申請（国）
- ・穴水町被災者生活再建支援給付金支給申請

石川県義援金（特別給付分：一律5万円 / 人）の申請がまだの方は、申請をお願いします。



上下水道料金について

上下水道課：☎ 52-3130



能登半島地震に伴う生活支援として、1～4月請求分（12～3月使用分）の上下水道料金の全額免除を行いました。業者不足などにより未だに宅内の漏水が続いていることから、今回さらに、**5～6月請求分（4～5月使用分）の2か月分の上下水道料金を町内の一般家庭用に限り超過料金を免除し、基本料金のみ**とします。この2か月間で、**宅内漏水を復旧していただくか、水道メーターの閉栓手続き**をお願いします。

【町外工事業者に宅内配管修繕工事を依頼する方へ】

石川県の事業として、町外工事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する補助制度が創設されました。ガソリン代や宿泊代などの費用を、県が町外工事業者へ直接補助することにより、その経費が工事を依頼した皆様へ請求されません。

詳細は、石川県公式ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



令和6年成人式の開催について

教育委員会事務局：☎ 52-3720

令和6年能登半島地震の発生により中止となった「令和6年穴水町成人式（令和5年度対象者）」を下記の日程で開催します。

具体的な内容が決まりましたら、町ホームページや広報などでご案内します。

■日 時 令和7年1月11日（土） 13:00 開始予定

■会 場 穴水町役場3階 大ホール



専門家による合同無料相談会の開催

石川県行政書士会
☎ 076-268-9555

行政書士や弁護士、税理士などの専門家による合同無料相談会を行います。支援制度や登記についてなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

開催日時	5月18日（土） 13:00～15:30
受付会場	穴水町役場3階 委員会室

- 参加業種 公認会計士・行政書士・弁理士・税理士
中小企業診断士・司法書士・不動産鑑定士
土地家屋調査士・弁護士・社会保険労務士

※当日のお問合せは、下記へご連絡ください。

石川県行政書士会 ☎ 080-2726-8812

